

宇都宮観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、宇都宮観光コンベンション協会広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、インターネット上に公開しているホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は業者の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

(2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) 公営を除くギャンブルに係るもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの

(広告内容の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

(1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの

(2) 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの

(9) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの

(10) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの

(11) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、3カ月単位以上とする。

(掲載場所)

第5条 広告を掲載する場所は、協会ホームページのトップページとする。

(広告の種類、枠数及び掲載料)

第6条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 広告枠数は、最大10枠とする。

3 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(掲載料金)

協会ホームページのトップページ1枠		一般月額料金 (税込)	協会会員価格 (税込)
	3カ月	60,000円 →30,000円	48,000円 →24,000円
	6カ月	108,000円 →54,000円	92,000円 →43,000円
	12カ月	192,000円 →96,000円	160,000円 →76,000円

(規格)

縦	60ピクセル
横	150ピクセル
データ	50Kバイト以下
形式	GIF形式 (アニメーションGIF・FLASH形式可能)

4 バナー広告掲載の申込が、前2項に規定する枠数を超えたときは、申込順とする。

5 広告掲載期間中、協会の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載希望者の募集)

第7条 バナー広告の募集は、ホームページ等で公募する。

(広告原稿の作成・提出)

第8条 広告原稿は、掲載依頼者の責任及び負担で作成し、協会が指定した期日までに提出する。

(広告掲載の申請)

第9条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を、協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、広告掲載の可否を決定し、直接又は電話により申請者に通知する。

(広告掲載料の支払い)

第10条 申請者は、協会の請求に基づき、広告掲載料を一括して支払わなければならない。

(広告掲載の取りやめ申請)

第11条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、バナー広告取りやめ申込書(第2号様式)により、協会に申請しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 協会は、第8条の広告掲載取りやめ申込書の提出があったときは、次に掲げる提出の区分に応じて返還する。

(1) 掲載期間開始前 納付済の掲載料の全額

(2) 掲載期間開始後 納付済の掲載料の額のうち、掲載取りやめ申込書の申請があった日から掲載期間の末日までの期間(その期間が1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に係る掲載料に相当する額

2 前項の規定による掲載料の返還を受けようとする者は、バナー広告掲載料返還請求(第3号様式)を協会に請求しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年12月6日から適用する。